

平成30年1月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年1月31日(水曜日)午後13時30分～

2. 場 所 村民会館2階 研修室2

3. 出席委員 17名

1番	吉永 義量	2番	貞廣 誠也	3番	石崎 久雄
4番	川田 忠宏	5番	関川 裕二	6番	岡村 俊彰
7番	清藤 紀嘉	8番	高松 敏子	9番	佐藤 幸男
10番	松本 博典	11番	松本 勇	12番	清遠 力生
13番	岡村 博	14番	小松 典正	15番	西笛 勤
		17番	吉永 まり子	18番	山崎 一義

4. 欠席委員 1名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について（受付番号1～7）

議案第2号 あっせん申し出について 1件

議案第3号 非農地証明願 2件

議案第4号 その他

(開会時刻午後 13 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 1 月定例会を開催します。本日の出席委員は 17 名であります。欠席者は 1 名です。出席委員 17 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は吉永まり子委員と山崎一義委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 1～7）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今日は 7 件の利用権設定の案件が出ています。

　　受付番号 1 番ですが、大字和食字中入野 甲 2972 番地 1、甲 2972 番地 2、甲 2972 番地 3 地目は田、面積は 99 m<sup>2</sup>、447 m<sup>2</sup>、826 m<sup>2</sup>、566 m<sup>2</sup>と字極楽寺前西ノ谷甲 5492 番地 地目は田、面積は 566 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年です。作付けは稲です。賃借料は 1 反当り 2 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

　　受付番号 2 番ですが、大字和食字上中筋甲 5729 番地で地目は田、面積は 2,086 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

　　受付番号 3 番ですが、大字和食字高山西ノ平甲 5777 番地で地目は田、面積は 1,796 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

　　受付番号 4 番ですが、大字和食字古城前西ノ平甲 5826 番地で地目は田、面積は 1,662 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年です。作付けは稲です。賃借料は 1 反当り 2 俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

受付番号5番ですが、大字和食字横田甲 4939 番地で地目は田、面積は 2,978 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は平成 30 年 2 月 1 日から平成 45 年 1 月 31 日までの 15 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号6番ですが、大字西分字加重甲 5622 番地、甲 5623 番地で地目は田、面積は 872 m<sup>2</sup>と 1,393 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年です。作付けは花です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号7番ですが、大字馬ノ上字王子芝 882 番地 1 で地目は田、面積は 317 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は平成 30 年 2 月 1 日から平成 35 年 1 月 31 日までの 5 年です。作付けは稲です。賃借料は 1 反当り 5,000 円です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

説明しました7件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定7件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

事務局 第2号議案 あっせん申し出について説明します。

1月18日に地権者〇〇さんより、大字和食字コウチ甲 5283 番地、地目田、面積 2,262 m<sup>2</sup>と字コウチ甲 5285 番地、地目田、面積 602 m<sup>2</sup>の土地を売りたいと申し出がありました。売りたい理由としては、高齢で管理が大変だからとのこと。単価についてはあっせんの相場でかまわないとのこと。この1件の農地のあっせんをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。第 2 号議案について皆さんの意見を求めます。

貞廣委員 ちょうど別の用事で西隣りの方から相談を受けていたので、話を持っていってみようと思います。

議 長 それでは、この件を貞廣誠也委員、高松敏子委員にお願いします。

議 長 続きまして第 3 号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 3 号議案 非農地証明願について説明いたします。  
受付番号 9 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字拾五代乙 89 番地 1 地目は畑、現況は原野で面積は 269 m<sup>2</sup>です。申請理由は 平成 10 年頃から農地として利用しておらず、現在は雑草木が生い茂った状態の為とのことです。一昨日に会長、農業委員の石崎久雄委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 10 申請人は〇〇さんです。申請地は大字馬ノ上字中屋 3759 番地 地目は田、現況は原野で面積は 188 m<sup>2</sup>です。申請理由は 20 年以上耕作をしておらず、今後も農地としての利用予定がない為とのことです。一昨日に会長、農業委員の清遠力生委員、推進委員の佐藤幸男委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石崎委員 受付番号 9 の申請地は、地目は畑ということであるが、現況は雑草木が繁殖しており、非農地で問題ないと考えます。

清遠委員 受付番号 10 の申請地は、地目は田ということであるが、大木が自生し、農地としての機能を果たしていない状態であり、非農地で問題ないと考えます。

議 長 関係地区委員さんの報告が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長           それではお謀りします。第 3 号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長           それでは、第 3 号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長           続きまして第 4 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 1 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 50 分)

議事録署名委員

吉永 まり子

議事録署名委員

山崎 一義